

## 境界確定図の作成方法について

令和6年11月作成

境界確定図の作成については、以下の12点に留意し作成してください

- ① 図面タイトルは「境界確定図」とし、縮尺、所在、測量年月日、作成者を記載します。
- ② 用紙サイズはA3判を基本とします。※申請箇所が広範囲の場合、変更も可能です。
- ③ 縮尺は1/250を基本とし、A3版表示に適したものとします。(文字サイズについて指定はなく、見やすいものを採用してください)※申請箇所が広範囲の場合、変更も可能です。
- ④ 使用する座標系については必ず明記してください。原則、世界測地系を使用することとし、やむを得ない場合は、任意座標の使用も可能です。
- ⑤ 境界点間の辺長を記載してください。寸法は「m」単位とします。数値については小数点3位以下を切り捨てて表示するものとします。なお、境界点が近接し、距離の記入ができない場合は引き出し拡大します。
- ⑥ 前橋市との立会で確定した境界線については、赤線で表示します。また、過去の立会で確定済の境界線については、青線で表示し該当の立会 No. を表示するものとします。なお、線の太さは0.25mm以上の見やすいものとします。
- ⑦ 測点名称は任意とし、新設・既設を明記し、境界標の種別を記入するものとします。また、各点の座標値を一覧表としてまとめます。使用する座標値mm未満を四捨五入して1/1000までを記入してください。
- ⑧ 図面に北方向を方位記号にて表示するものとします。
- ⑨ 申請地ならびに隣接地の地番を、算用数字を用いてすべて記入します。なお、前橋市所有地については、「前橋市 地番」を図示します。
- ⑩ 申請地に接する前橋市所有地について、市道の場合は「市道〇〇-〇〇〇号」、水路の場合は「水路」または「用悪水路」と記入します。
- ⑪ 作成者欄に作成者が記名押印するものとします。
- ⑫ 境界確定図は、境界確定書(様式第5号)との間に作成者および土地所有者等関係者が押印するものとし、袋綴じにより作成される場合は、表裏両面に契印を押印するものとします。

※上記内容によりがたい場合は、担当者と協議し決定するものとします。

問い合わせ先

前橋市 建設部 道路管理課 用地管理係

Tel : 027-898-6804

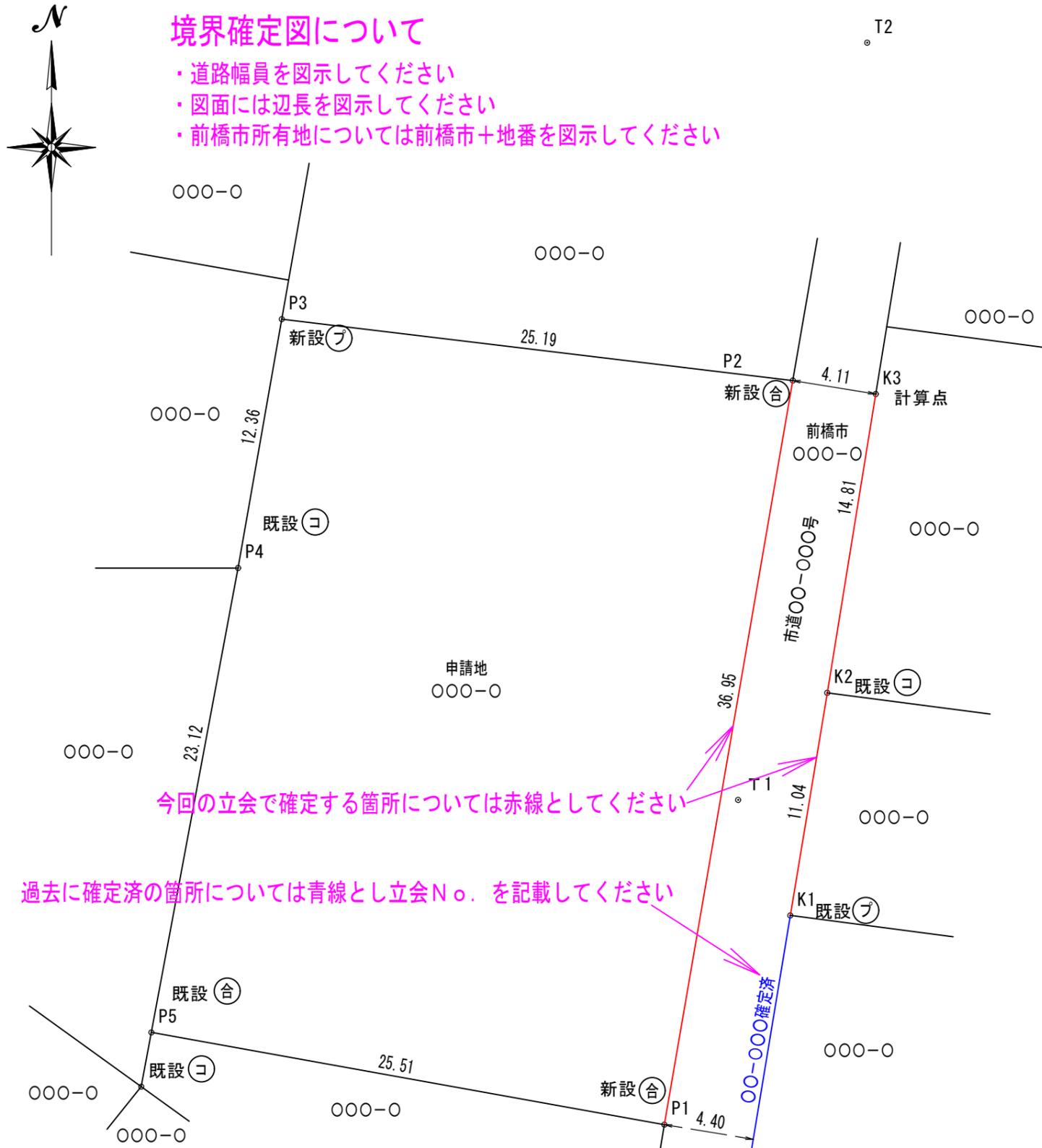
E-mail : dourokanri@city.maebashi.gunma.jp

# 境界確定図 作成例

令和6年11月作成

## 境界確定図について

- ・道路幅員を図示してください
- ・図面には辺長を図示してください
- ・前橋市所有地については前橋市+地番を図示してください



座標一覧表

点名称	X座標	Y座標
P1	43380.090	-63635.389
P2	43416.509	-63629.102
P3	43419.512	-63654.120
P4	43407.334	-63656.259
P5	43384.602	-63660.504

座標値は世界測地系(測地成果2011)Ⅸ系  
 測量年月日 令和〇年〇月〇日

図面の座標系を記載してください  
 (世界測地系、日本測地系、任意座標等)

測量年月日を記載してください

器械点座標一覧

点名称	X座標	Y座標
T1	43395.982	-63631.780
T2	43433.043	-63625.461

ネットワーク型RTK-GPS観測による  
 観測年月日 令和〇年〇月〇日 観測点 T1, T2

過去の立会の基準点を使用する場合は、  
 該当の立会No. を記載してください

使用した基準点の座標を記載してください  
 図面に載りきらない場合は網図を添付してください。

電子基準点の名称	X座標	Y座標
群馬	44174.128	-73253.406
藤岡	26309.309	-68915.691
赤城	60112.966	-69534.315

座標一覧表

点名称	X座標	Y座標
K1	43390.327	-63629.225
K2	43401.224	-63627.415
K3	43415.849	-63625.038

過去に確定済の測点については、  
 立会No. を記載してください

凡例	記号	境界標の種別	記号	境界標の種別	記号	境界標の種別
	(石)	石杭	(金)	金属杭	(キ)	刻み( )
	(コ)	コンクリート杭	(フ)	プレート		
	(合)	合成杭	(鋳)	金属鋳		

〇〇-〇〇〇確定点

図面名	縮尺	所在	作成年月日	前橋市〇〇町〇〇〇-〇
境界確定図	S=1/250	前橋市〇〇町〇〇〇-〇	令和〇年〇月〇日	土地家屋調査士 前橋 太郎 印 電話 027-000-0000